

定款 第3章 評議員

(評議員)

第16条 評議員は、細則にしたがい選任する。

- 2 評議員の任期は、選任された翌年度4月1日から4年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 評議員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、評議員資格を失う。
 1. 会員の資格を喪失したとき
 2. 連続して2年間、正当な理由なく社員総会を欠席したとき
 3. 満70歳に達したとき（期中に満70歳に達した場合は、当該事業年度の末日に資格喪失となるものとする）

定款施行細則 第1章 評議員

第1条 評議員は、評議員選出委員会（以下、選出委員会）が審査して選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

第2条 選出される評議員の総数は、選出審査時における正会員数の概ね10%とする。

第3条 評議員になるための審査を受けようとする者（以下、評議員候補者）は、審査申請書類交付請求時において、本細則第4条の条件をすべて具備していなければならない。

第4条 評議員候補者が具備すべき資格条件は、次のとおりとする。

1. 連続して3年以上当法人の正会員であり、かつ会費を完納(※1)していること。
2. 評議員1名の推薦(※2)があること。但し、再任の場合は不要とする。
3. 救急医療に関して十分な業績、実績（論文、学会発表、役職等）を有していること。
4. 全国消防長会推薦の評議員（10名）については、前3項を問わない。

第5条 1施設において、所属部署及び職種が同じ評議員は原則として2名迄とする。ただし任期中に、異動によりこれが3名以上となった場合は、この限りではない。

第6条 代表理事は、評議員の選出が行われる年の8月末以前に当法人ホームページに、次の各項を含む公告を掲載する。

1. 選出すべき評議員の総数
2. 審査申請書類の交付請求締切期日
3. 審査申請書類の受理締切日
4. その他、立候補に必要な条件

第7条 評議員候補者は、受理締切日までに審査申請書類を郵送（書留）にて選出委員会に提出しなければならない。

※1 年会費は、令和6年度分までを完納していること。納入状況が不明な方は、事務所までお問合せ下さい。

※2 現職の評議員の推薦が必要。本人は不可。審査申請用紙の推薦書の記入は直筆のこと。